

令和7年11月28日

令和7年度におけるユネスコ無形文化遺産への提案を決定

11月28日（金）に開催された文化審議会無形文化遺産部会において、令和7年度のユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への提案候補として別紙1のとおり以下の案件が選定され、同日、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、提案案件として了承されましたので、お知らせいたします。

●新規提案：「神楽」及び「温泉文化」を選定し、

ユネスコによる審査の優先順位としては「神楽」、「温泉文化」の順とする。

●拡張提案：「山・鉾・屋台行事」※「吉田祭のお練り行事」（愛媛県・宇和島市）を追加

「風流踊」※「白鳥の拝殿踊」（岐阜県・郡上市）を追加

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」

※「屋根瓦葺（琉球瓦葺）」

（保存団体名：琉球瓦葺技術保存会（沖縄県・島尻郡八重瀬町）、

「一般社団法人日本茅葺き文化協会」（茨城県・つくば市）

（「茅葺」の担い手）及び

「特定非営利活動法人丹波漆」（京都府・福知山市）

（「日本産漆生産・精製」の担い手）を追加

（参考1）今後の予定

令和8年3月末まで	ユネスコ事務局に提案書を提出
令和9年11月頃	拡張提案について評価機関による勧告
令和9年12月頃	拡張提案について政府間委員会において審議・決定
令和10年11月頃	「神楽」について評価機関による勧告
令和10年12月頃	「神楽」について政府間委員会において審議・決定
令和12年11月頃	「温泉文化」について評価機関による勧告
令和12年12月頃	「温泉文化」について政府間委員会において審議・決定

※新規提案案件に関し、複数の案件を同時にユネスコに提案する場合、提案国はユネスコによる審査の優先順位を付す必要がある。また、新規提案案件について、我が国のユネスコ無形文化遺産の審査が現在は実質2年に1件となっており、「神楽」は令和10年12月頃に審議、「温泉文化」は令和12年12月頃に審議となる可能性が高い。

※拡張提案案件の提案にあたって関係者の理解を得ながら進める。拡張提案案件は年間審査件数の枠外とする試験的制度運用がユネスコにおいて行われており、令和9年12月頃に審議がなされる見込み。

(参考2)

11月28日開催の部会では、別紙2のとおり「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約の対応について」(令和7年11月28日文化審議会無形文化遺産部会決定)も決定されましたので、併せてお知らせいたします。

<担当>

○ユネスコ無形文化遺産全般に関して(以下の項目を除く)

文化庁文化資源活用課 文化遺産国際協力室

室長 則本 浩佑(内線 4784)

室長補佐 荻原 知也(内線 5737)

係長 坂口 真由(内線 2868)

電話: 03-5253-4111(代表)

○「神楽」及び「風流踊」提案内容に関して

文化庁文化財第一課

主任文化財調査官 吉田 純子(内線 2866)

電話: 075-451-4111(代表)

○「山・鉾・屋台行事」の提案内容に関して

文化庁文化財第一課

主任文化財調査官 前田 俊一郎(内線 9704)

電話: 075-451-4111(代表)

○「伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の提案内容に関して

文化庁文化資源活用課

文化財調査官 結城 啓司(内線 9684)

電話: 075-451-4111(代表)

文化庁文化財第一課

文化財調査官 原 唯(内線 9535)

電話: 075-451-4111(代表)

提案候補

人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向けて、今年度提案することが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補を選定することについては以下のとおりとする。

- ① 新規提案することが適当と思われる候補として、「神楽」及び「温泉文化」を選定し、ユネスコによる審査の優先順位としては「神楽」、「温泉文化」の順とする。
- ② 拡張提案することが適当と思われる候補として、以下を選定する。ユネスコへの提案にあたっては、関係者の理解を得ながら進めるように留意すること。
 - ・「山・鉾・屋台行事」に重要無形民俗文化財「吉田祭のお練り行事」を追加する。
 - ・「風流踊」に重要無形民俗文化財「白鳥の拝殿踊」を追加する。
 - ・「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」に選定保存技術「屋根瓦葺（琉球瓦葺）」、選定保存技術「茅葺」の担い手「一般社団法人日本茅葺き文化協会」、選定保存技術「日本産漆生産・精製」の担い手「特定非営利活動法人丹波漆」を追加する。

選定理由

- ① 条約における無形文化遺産の定義は、文化財保護法により無形の文化財として国の指定・選定・登録を受けたものよりも、広範なものとなっており、文化財保護法により指定等を受けていないものの中にも、文化多様性の観点から条約への目的へ貢献し得るものがあることなどから、「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」（令和 7 年 11 月 28 日文化審議会無形文化遺産部会決定）のとおり、文化財保護法以外により国の保護措置が図られているものも提案候補の検討対象とすることとした。

同部会決定の「①文化財保護法により保護措置が図られているもの」として

は、重要無形民俗文化財の分野において、「神楽」について同分野の国指定文化財のグループ化が進められてきた。「②文化財保護法以外により国の保護措置が図られているもの」としては、「温泉文化」についてその定義や国の保護措置（温泉法、公衆浴場法、旅館業法、文化財保護法等）等についての整理がなされてきた。

こうした状況を踏まえつつ、同部会決定に照らして審議をした結果、今年度の新規提案候補としては、上記「①文化財保護法により保護措置が図られているもの」、「②文化財保護法以外により国の保護措置が図られているもの」について、それぞれ「神楽」、「温泉文化」が最も条件を満たしたものと判断し、この2件を選定することとした。

複数の案件を同時にユネスコに提案する場合、提案国はユネスコによる審査の優先順位を付す必要があるが、「神楽」に関しては既に早池峰神楽と佐陀神能の2件が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へ記載されていることや、これまで充実した保護・継承の取組がなされてきていることなども踏まえ、「神楽」、「温泉文化」の順とすることとした。なお、「温泉文化」に関しては、ユネスコでの審議までの期間を生かして、国内でその内容についてより幅広い層と共有していくことが期待される。

- ② 昨年のユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会において、2027年審査サイクルについては、拡張提案が試験的に年間審査件数の枠外とされたことを踏まえ、今年度の拡張提案候補として、過去に記載された我が国の無形文化遺産のうち、追加案件が存在する「山・鉾・屋台行事」、「風流踊」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定することとした。

令和7年度ユネスコ無形文化遺産(人類の無形文化遺産の代表的な一覧表)
提案概要

【新規提案案件1】「神楽」

○ 名 称

神楽

※ 国指定重要無形民俗文化財である40件で構成(別紙のとおり)

○ 担い手となる全国組織

全国神楽継承・振興協議会

○ 内 容

神楽は、特定の場所に^{かむくら}神座を設け、神霊の来臨を^{あおぎ}行う神まつりに
おいて演じられてきた民俗芸能である。神楽の中には、神が憑依して^{たくせん}託宣を
する儀礼や、神霊の活力を再生させる呪術、神々の物語を演じる演劇など
さまざまな要素が含まれる。こうした神楽を行うことで、人々の願いや祈りが
実現されるとみなされてきた。日本各地に伝承され、地域の歴史や風土を
反映して今日多彩な姿をみせる神楽は、地域の活力の源として現在にも大
きな役割を果たしている。

(参考) 重要無形民俗文化財国指定「神楽」一覧 (40件)

重要無形民俗文化財の名称	保護団体	都道府県名	市区町村名	
まつまえかぐら 松前神楽(平成30年指定)	松前神楽北海道連合保存会	北海道		
	松前神楽松前ブロック連合保存会		松前町	
	松前神楽小樽ブロック保存会		小樽市	
	松前神楽函館連合保存会		函館市	
	福島町松前神楽保存会		福島町	
しもきた のうまい 下北の能舞(平成元年指定)	下北の能舞保存連合会	青森県		
	東通村郷土芸能保存連合会能舞部門		東通村	
	むつ市能舞保存会		むつ市	
	横浜町郷土芸能保存会能舞部門		横浜町	
はやちね かぐら 早池峰神楽(昭和51年指定)	早池峰神楽保存会	岩手県	花巻市	
くろもりかぐら 黒森神楽(平成18年指定)	黒森神楽保存会		宮古市	
うのとりかぐら 鵜鳥神楽(平成27年指定)	鵜鳥神楽保存会		普代村	
おがつほういんかぐら 雄勝法印神楽(平成8年指定)	雄勝法印神楽保存会	宮城県	石巻市	
ほろ わさん しもつきかぐら 保呂羽山の霜月神楽(昭和52年指定)	霜月神楽保存会	秋田県	横手市	
ねっこ ばんがく 根子番楽(平成16年指定)	根子番楽保存会		北秋田市	
ほんかいししまいばんがく 本海獅子舞番楽(平成23年指定)	本海獅子舞番楽伝承者協議会		由利本荘市	
すぎさわひやま 杉沢比山(平成30年指定)	杉沢比山保存会	山形県	遊佐町	
わしのみやさいばらかぐら 鷲宮催馬楽神楽(昭和51年指定)	催馬楽神楽保存会	埼玉県	久喜市	
たましきじんじやかぐら 玉敷神社神楽(平成20年指定)	玉敷神社神楽保存会		加須市	
えど さとかぐら 江戸の里神楽(平成6年指定)	若山社中	東京都	台東区	
	間宮社中		品川区	
	松本源之助社中		荒川区	
	山本社中		稲城市	
はごね ゆたてししまい 箱根の湯立獅子舞(令和4年指定)	箱根湯立獅子舞保存会	神奈川県	箱根町	
かわぐち ちご まい 河口の稚児の舞(平成29年指定)	河口の稚児の舞保存会	山梨県	富士河口湖町	
とこやま しもつきまつり 遠山の霜月祭(昭和54年指定)	遠山霜月祭保存会	長野県	飯田市	
	上村遠山霜月祭保存会			
てんりゅうむら しもつきかぐら 天龍村の霜月神楽(昭和53年指定)	坂部・大森山諏訪社		長野県	天龍村
	向方お潔め祭芸能部			
	池大神社氏子会			
ぬまた・おおさか ゆたてかぐら 沼田・大坂の湯立神楽(令和4年指定)	沼田の湯立神楽保存会	静岡県	御殿場市	
	大坂神楽保存会			
はなまつり 花祭(昭和51年指定)	御園花祭保存会	愛知県	東栄町	
	津具花祭保存会		設楽町	
いせだいかぐら 伊勢太神楽(昭和56年指定)	一般社団法人伊勢大神楽講社	三重県	桑名市	
おかしらしんじ 御頭神事(昭和52年指定)	高向区		伊勢市	
さだしんのう 佐陀神能(昭和51年指定)	佐陀神能保存会	島根県	松江市	
おおどちかぐら 大土地神楽(平成17年指定)	大土地神楽保存会神楽方		出雲市	
おおもとかぐら 大元神楽(昭和54年指定)	大元神楽伝承保存会		江津市	
			川本町	
			邑南町	
			美郷町	
		浜田市		

びっちゅうかぐら 備中神楽(昭和54年指定)	備中神楽成羽保存会	岡山県	高梁市	
			総社市	
			新見市	
ひばこうじんかぐら 比婆荒神神楽(昭和54年指定)	比婆荒神神楽保存会	広島県	庄原市	
いわくにゆかば かんまい 岩国行波の神舞(昭和54年指定)	岩国行波の神舞保存会	山口県	岩国市	
みつくりかぐら 三作神楽(平成12年指定)	三作神楽保存会		周南市	
いよかぐら 伊予神楽(昭和56年指定)	伊予神楽かんなぎ会	愛媛県	宇和島市	
とき かぐら 土佐の神楽(昭和55年指定)	岩原・永渕神楽保存会	高知県	鬼北町	
	本川神楽保存会		大豊町	
	池川神楽保存会		いの町	
	津野山古式神楽保存会		仁淀川町	
	梶原町津野山神楽保存会		津野町	
	幡多神楽保存会		梶原町	
いきかぐら 壱岐神楽(昭和62年指定)	壱岐神楽保存会	長崎県	四万十町	
ひらどかぐら 平戸神楽(昭和62年指定)	平戸神楽振興会		壱岐市	
ごとうかぐら 五島神楽(平成28年指定)	五島神楽連合会		平戸市	
			佐世保市	
ぶぜんかぐら 豊前神楽(平成28年指定)	福岡県豊前神楽保存連合会	福岡県	五島市	
			新上五島町	
			北九州市	
			田川市	
			豊前市	
			築上町	
			添田町	
			赤村	
			苅田町	
			行橋市	
	みやこ町			
	大分県豊前神楽保存連合会	大分県	吉富町	
			上毛町	
			中津市	
宇佐市				
おんだけかぐら 御嶽神楽(平成19年指定)	御嶽神楽保存会	熊本県	豊後大野市	
くまかぐら 球磨神楽(平成25年指定)	球磨神楽保存会		人吉市	
たかちほ よかぐら 高千穂の夜神楽(昭和53年指定)	高千穂の夜神楽伝承協議会	宮崎県	高千穂町	
しいばかぐら 椎葉神楽(平成3年指定)	椎葉神楽保存連合会		椎葉村	
めら かぐら 米良の神楽(昭和52年指定)	銀鏡神楽保存会		西都市	
	尾八重神楽保存会			
	中之又神楽保存会			木城町
	西米良村神楽保存会連合会			西米良村
たかはる かんめ 高原の神舞(平成22年指定)	狭野神楽保存会		高原町	
	祓川神楽保存会			

【新規提案案件2】「温泉文化」

○ 名 称

温泉文化

○ 担い手となる全国組織

「温泉文化」国民会議

○ 内 容

日本人は、温泉を訪れて入浴することを通じ、四季を感じ、自然と交わり、神を感じることで、心の癒やしを得てきた。そして温泉の効能により体の癒やしを得てきた。「温泉文化」は、「自然の恵みである温泉に浸かり、心と体を癒やす」という、日本人に根付いている社会的慣習である。火山国で水資源にも恵まれた日本は温泉大国であり、温泉は信仰の対象として祀られ、その恵みに感謝する祭・神事は今も各地で続いている。自然を活かした伝統的な入浴方法が編み出され、湯治慣習を含め、人々は温泉の効能を享受してきた。医療的効果の研究や温泉分析等を行っている。こうした「温泉文化」は時代が変遷しても、代々受け継がれており、日本人としてのアイデンティティを再認識させるものである。

【拡張提案案件 1】「山・鉾・屋台行事」

○ 拡張提案追加対象案件(1件)

重要無形民俗文化財の名称	保護団体	県名	市名
よしだまつり 吉田祭のお練り行事	吉田秋祭保存団体協議会	愛媛県	宇和島市

よしだまつり
吉田祭のお練り行事

指定年月日: 令和7年3月28日

保護団体: 吉田秋祭保存団体協議会

団体の所在地: 愛媛県宇和島市

概要: 愛媛県宇和島市吉田町の八幡神社の秋季例祭に行われる行事で、多彩な出し物で構成される「お練り」と呼ばれる神幸行列が町内を巡行する。人形を載せた練車をはじめ、四ツ太鼓や獅子頭、七福神、鹿の子、牛鬼など、愛媛県下の祭礼に特徴的な出し物が町内から出される。また、藩政期の祭礼の様相を伝える侍姿の御用練や旧藩主の御座船を模した御船なども出て、それらの出し物が行列を組んで、旧陣屋町の町域を賑やかに練り歩く。



(参考)ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載「山・鉾・屋台行事」構成要素(33件)

重要無形民俗文化財の名称	保護団体	府県名	市町名
はちのへさんしゃたいさい だし ぎょうじ 八戸三社大祭の山車行事(平成 16 年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
かくのだてまつ ぎょうじ 角館祭りのやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会	秋田県	仙北市
つちぎしんめいしゃさい ひきやまぎょうじ 土崎神明社祭の曳山行事(平成9年国指定)	土崎神明社奉賛会		秋田市
はなわまつり やたいぎょうじ 花輪祭の屋台行事(平成 26 年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
しんじょう やたいぎょうじ 新庄まつりの山車行事(平成 21 年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
ひたちふりゅうもの 日立風流物(昭和 52 年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
からすやま やま ぎょうじ 烏山の山あげ行事(昭和 54 年国指定)	烏山山あげ保存会	栃木県	那須烏山市
かめまいみやじんじやさい やたいぎょうじ 鹿沼今宮神社祭の屋台行事(平成 15 年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会		鹿沼市
ちちぶまつり やたいぎょうじ かぐら 秩父祭の屋台行事と神楽(昭和 54 年国指定)	秩父祭保存委員会	埼玉県	秩父市
かわごえひ かわまつり だし ぎょうじ 川越氷川祭の山車行事(平成 17 年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会		川越市
さわら だし ぎょうじ 佐原の山車行事(平成 16 年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
たかおかみくるまやまつり みくるまやまぎょうじ 高岡御車山祭の御車山行事(昭和 54 年国指定)	高岡御車山保存会	富山県	高岡市
うおづ ぎょうじ 魚津のタテモン行事(平成9年国指定)	魚津たてもん保存会		魚津市
じょうはなしんめいぐさい ひきやまぎょうじ 城端神明宮祭の曳山行事(平成 14 年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
せいはいくさい ひきやまぎょうじ 青柏祭の曳山行事(昭和 58 年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
たかやまつり やたいぎょうじ 高山祭の屋台行事(昭和 54 年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会 八幡神社氏子八幡祭保存会	岐阜県	高山市
ふるかわまつり おこ だいい やたいぎょうじ 古川祭の起し太鼓・屋台行事(昭和 55 年国指定)	古川祭保存会		飛騨市
おおがきまつり やまぎょうじ 大垣祭の鉦行事(平成 27 年国指定)	大垣祭保存会		大垣市
おわりつしまてんのうまつり だんじりぶねぎょうじ 尾張津島天王祭の車楽舟行事(昭和 55 年国指定)	尾張津島天王祭協賛会	愛知県	津島市・愛西市
ちりゅう だし ぶんらく 知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会 知立からくり保存会		知立市
いぬやまつり や ま ぎょうじ 大山祭の車山行事(平成 18 年国指定)	犬山祭保存会		犬山市
かめがき おひまつり だし ぎょうじ 亀崎潮干祭の山車行事(平成 18 年国指定)	亀崎潮干祭保存会		半田市
す なりまつり だんじりぶねぎょうじ みよしなが 須成祭の車楽船行事と神護流し(平成 24 年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
とり で じんじや くじらぶねぎょうじ 鳥出神社の鯨船行事(平成9年国指定)	富田鯨船保存会連合会	三重県	四日市市
うえの てんじんまつり ぎょうじ 上野天神祭のダンジリ行事(平成 14 年国指定)	上野文化美術保存会		伊賀市
くわな いしどりまつり さいしやぎょうじ 桑名石取祭の祭車行事(平成 19 年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
ながはまひきやまつり ひきやまぎょうじ 長浜曳山祭の曳山行事(昭和 54 年国指定)	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
きょうとぎ おんまつり やまほこぎょうじ 京都祇園祭の山鉾行事(昭和 54 年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
はかたぎ おんやまがきぎょうじ 博多祇園山笠行事(昭和 54 年国指定)	博多祇園山笠振興会	福岡県	福岡市
とばた ぎ おんおやまがきぎょうじ 戸畑祇園大山笠行事(昭和 55 年国指定)	戸畑祇園大山笠振興会		北九州市
からつ ひきやまぎょうじ 唐津くんちの曳山行事(昭和 55 年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
やつしちみょうけんさい しんこうぎょうじ 八代妙見祭の神幸行事(平成 23 年国指定)	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
ひ た ぎ おん ひきやまぎょうじ 日田祇園の曳山行事(平成8年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市

※ 「常陸大津の御船祭」【茨城北茨城市】「村上祭の屋台行事」【新潟県村上市】「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」【富山県射水市】「大津祭の曳山行事」【滋賀県大津市】を追加する拡張提案中。

【拡張提案案件 2】「風流踊」

○ 拡張提案追加対象案件(1件)

重要無形民俗文化財の名称	保護団体	県名	市名
しろとり はいでんおどり 白鳥の拝殿踊	白鳥拝殿踊り保存会	岐阜県	郡上市

しろとり はいでんおどり
白鳥の拝殿踊

指定年月日:令和7年3月28日

保護団体:白鳥拝殿踊り保存会

団体の所在地:岐阜県郡上市

概要:岐阜県郡上市白鳥町で、盆や秋祭りなどの後に踊られる^{ふりゅう}風流の踊りである。^{きりことうろう}切子灯籠を吊した神社の拝殿を踊りの場とし、切子灯籠を中心に輪を作った踊り手が、下駄で床を踏み鳴らしながら踊る。現在の主要曲は10曲で、踊り手の中から歌上手が次々に音頭取りを務め、踊り手も囃子詞などを入れつつ、皆で踊る。手を肩より上には上げずに踊るとされ、手振りよりも足運びに重点が置かれている。楽器を伴わずに下駄の音のみで踊る。



(参考)ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載「風流踊」構成要素(41件)

重要無形民俗文化財の名称	保護団体	都府県名	市町村名
ながい だいねんぶつげんばい 永井の大念仏剣舞(昭和 55 年国指定)	永井大念仏剣舞保存会	岩手県	盛岡市
おにけんばい 鬼剣舞 (平成 5 年国指定)	鬼剣舞連合保存会		北上市、奥州市
	岩崎鬼剣舞保存会		
	滑田鬼剣舞保存会		
	朴ノ木沢念仏剣舞保存会		
	川西大念仏剣舞保存会		
にし も ない ほんおどり 西馬音内の盆踊(昭和 56 年国指定)	西馬音内盆踊保存会	秋田県	雄勝郡羽後町
けまない ほんおどり 毛馬内の盆踊(平成 10 年国指定)	毛馬内盆踊保存会		鹿角市
おごうち か しまおどり 小河内の鹿島踊 (昭和 55 年国指定)	小河内の郷土芸能保存団体協議会	東京都	西多摩郡奥多摩町
にいじま おおおどり 新島の大踊(平成 17 年国指定)	新島大踊保存会		新島村
	若郷大踊保存会		
しもひらい ほうおう まい 下平井の鳳凰の舞(平成 18 年国指定)	鳳凰の舞保存会		西多摩郡日の出町
チャッキラコ(昭和 51 年国指定)	ちゃっきらこ保存会	神奈川県	三浦市
やまきた みね い 山北のお峰入り(昭和 56 年国指定)	お峯入り保存会		足柄上郡山北町
あやこまい 綾子舞(昭和 51 年国指定)	柏崎市綾子舞保存振興会	新潟県	柏崎市
だい さか 大の阪(平成 10 年国指定)	大の阪の会		魚沼市
むしやう だいねんぶつ 無生野の大念仏(平成 7 年国指定)	無生野大念仏保存会	山梨県	上野原市
あとべ おど ねんぶつ 跡部の踊り念仏(平成 12 年国指定)	跡部踊り念仏保存会	長野県	佐久市
にいの ほんおどり 新野の盆踊(平成 10 年国指定)	新野高原盆踊りの会		下伊那郡阿南町
わごう ねんぶつおどり 和合の念仏踊(平成 26 年国指定)	和合念佛踊り保存会		下伊那郡阿南町
ぐじょうおどり 郡上踊(平成 8 年国指定)	郡上踊り保存会	岐阜県	郡上市
かのみず かけおどり 寒水 の掛 踊 (令和 3 年国指定)	寒水掛踊保存会		郡上市
とくやま ほんおどり 徳山の盆踊(昭和 62 年国指定)	川根本町徳山古典芸能保存会	静岡県	榛原郡川根本町
うとうぎ ほんおどり 有東木の盆踊(平成 11 年国指定)	有東木芸能保存会		静岡市
あや ど よねんぶつほんおどり 綾渡の夜念仏と盆踊(平成 9 年国指定)	綾渡夜念仏と盆踊り保存会	愛知県	豊田市
かつて じんじや しんじ おどり 勝手神社 の神事踊 (平成 30 年国指定)	勝手神社神事踊保存会	三重県	伊賀市
おうみ こ なん おど 近江湖南 のサンヤレ踊り (令和 2 年国指定)	草津のサンヤレ踊り保存協議会 小杖祭り保存会	滋賀県	草津市、栗東市
おうみ まつ なぎ なた ふ 近江のケンケト祭り長刀 振り (令和 2 年国指定)	近江のケンケト祭り長刀振り連合保 存会		守山市、甲賀市、東近江市、 蒲生郡竜王町
きょうと ろくさい ねんぶつ 京都の六斎念仏(昭和 58 年国指定)	京都六斎念仏保存団体連合会	京都府	京都市
	梅津六斎保存会		
	吉祥院六斎保存会		
	空也念仏郡保存会		
	久世六斎保存会		
	小山郷六斎保存会		
	西院六斎念仏保存会		
	西方寺六斎念仏保存会		
	嵯峨野六斎念仏保存会		
	千本六斎会		
	中堂寺六斎会		

	壬生六斎念仏講中		
	上鳥羽橋上鉦講中		
	六波羅蜜寺空也踊躍念仏保存会		
	円覚寺六斎念仏講		
	桂六斎念仏保存会		
やすらい花 ^{はな} (昭和 62 年国指定)	やすらい踊保存団体連合会		
	今宮やすらい会		
	上賀茂やすらい踊保存会		
	川上やすらい踊保存会		
	玄武やすらい踊保存会		
くた はながさおどり 久多の花笠踊(平成 9 年国指定)	久多花笠踊保存会		
あま ふうりゅう おおおどりこおどり 阿万の風流大踊小踊 (平成 23 年国指定)	阿万風流踊保存会	兵庫県	南あわじ市
とつがわ おおおどり 十津川の大踊(平成 1 年国指定)	十津川村小原武蔵西川大踊保存会	奈良県	吉野郡十津川村
	小原踊保存会		
	武蔵踊保存会		
	西川踊保存会		
つわの やさかじんじや さぎまい 津和野弥栄神社の鷺舞(平成 6 年国指定)	弥栄神社の鷺舞保存会	島根県	鹿足郡津和野町
しらishi おどり 白石踊(昭和 51 年国指定)	白石踊会	岡山県	笠岡市
おおみや おどり 大宮踊(平成 9 年国指定)	大宮踊保存会		真庭市
にしいや じんだいおどり 西祖谷の神代踊(昭和 51 年国指定)	神代踊保存会	徳島県	三好市
あやこ おどり 綾子踊(昭和 51 年国指定)	佐文綾子踊保存会	香川県	仲多度郡まんのう町
たきのみやねんぶつ おどり 滝宮の念仏踊(昭和 52 年国指定)	滝宮念仏踊保存会		綾歌郡綾川町
かんのうがく 感応 楽(令和 2 年国指定)	豊前感応楽保存会	福岡県	豊前市
ひらど 平戸のジャンガラ(平成 9 年国指定)	平戸市自安和楽念仏保存振興会	長崎県	平戸市
おおむら おきたおどり くまるおどり 大村の沖田踊・黒丸踊(平成 26 年国指定)	沖田踊保存会		大村市
	黒丸踊保存会		
つしま ぼんおどり 対馬の盆 踊 (令和 3 年国指定)	対馬盆踊保存連合会		対馬市
のばら はちまんぐうふうりゅう 野原八幡宮 風流 (令和 3 年国指定)	風流節頭保存会	熊本県	荒尾市
よし ひろ がく 吉弘楽(平成 8 年国指定)	吉弘楽保存会	大分県	国東市
ごかせ あらおどり 五ヶ瀬の荒踊 (昭和 62 年国指定)	荒踊保存会	宮崎県	西臼杵郡五ヶ瀬町

【拡張提案案件3】「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」

○ 拡張提案追加対象案件(3件)

やねがわらぶき りゅうきゅうがわらぶき 「屋根瓦葺(琉球瓦葺)」(保存団体名:琉球瓦葺技術保存会)	りゅうきゅうがわらぶきぎじゅつほぞんかい
かやぶき 「茅葺」の担い手「一般社団法人 日本茅葺き文化協会」	にほんかやぶきぶんかきょうかい
にほんさんうるしせいさん せいせい 「日本産漆生産・精製」の担い手「特定非営利活動法人 丹波漆」	たんばうるし

やねがわらぶき りゅうきゅうがわらぶき
屋根瓦葺(琉球瓦葺) ※ 選定保存技術

選定年月日:令和6年10月9日

保存団体:琉球瓦葺技術保存会

概要:琉球瓦葺は本瓦葺に類する屋根瓦葺であるが、琉球文化圏に伝わる独自の瓦葺技術である。平瓦に相当する雌瓦、丸瓦に相当する雄瓦、軒平瓦に相当する髭瓦、軒丸瓦に相当する花瓦の4種類のみで葺き上げ、基本的にはその他の役瓦を用いない。瓦の目地や棟を漆喰で塗り固め、谷を平瓦2列、丸瓦1列で葺き、棟際に通気口のイーチミーを設けるなどの特徴的な葺き方は、高温多湿で降水量が多く、台風が頻繁に来襲する沖縄の気候に適合している。



にほんかやぶきぶんかきょうかい
一般社団法人 日本茅葺き文化協会 ※ 選定保存技術「茅葺」の保存団体

認定年月日:令和6年10月9日

概要:一般社団法人日本茅葺き文化協会は、茅葺に係る文化と技術の継承と振興を図るために茅葺の技能継承のための研修を継続的に実施し、後進の指導・育成に尽力している。平成30年には選定保存技術「茅採取」の保存団体に認定された。団体を構成する技能者は、幅広い文化財建造物の修理工事に従事しており、当該技術の保存継承のための事業を実施するにふさわしい団体である。



特定非営利活動法人 ^{たんばうし} 丹波漆 ※ 選定保存技術「^{にほんさんうるしせいせい}日本産漆生産・精製」の保存団体

認定年月日: 令和6年10月9日

概要: 特定非営利活動法人丹波漆は、ウルシの育成や^{うるしか}漆掻きの技術者、漆精製に携わる者、漆の使用者、研究者等で構成される。同団体は、植栽等の原木に関する諸技術の保存、漆掻き職人の育成、漆文化とその価値の発信を通して、丹波の漆の包括的な保存に寄与することを目的に掲げ、地域に密着した取組を行ってきている。我が国では、各地で漆生産技術が育まれてきており、西日本において後進の指導・育成に尽力している同団体の活動は、技術の多様性を保持する上で不可欠である。



(参考) ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載「伝統建築工匠の技」構成要素(17件)

選定保存技術の名称	保存団体
^{けんぞうぶつしゅうり} 建造物修理	(公財)文化財建造物保存技術協会
^{けんぞうぶつもっこう} 建造物木工	(公財)文化財建造物保存技術協会 (一社)日本伝統建築技術保存会
^{ひわだぶき こけらぶき} 檜皮葺・柿葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
^{かやぶき} 茅葺	
^{ひわださいしゅ} 檜皮採取	
^{やねいたせいさく} 屋根板製作	
^{かやさいしゅ} 茅採取	(一社)日本茅葺き文化協会
^{けんぞうぶつそうしよく} 建造物装飾	(一社)社寺建造物美術保存技術協会
^{けんぞうぶつさいしき} 建造物彩色	(公財)日光社寺文化財保存会
^{けんぞうぶつうるしめり} 建造物漆塗	
^{やねがわらぶき ほんがわらぶき} 屋根瓦葺(本瓦葺)	(一社)日本伝統瓦技術保存会
^{さかん にほんかべ} 左官(日本壁)	全国文化財壁技術保存会
^{たてぐせいさく} 建具製作	(一財)全国伝統建具技術保存会
^{たたみせいさく} 畳製作	(一社)文化財畳技術保存会
^{そうこうしゅうりぎじゆつ} 装演修理技術	(一社)国宝修理装演師連盟
^{にほんさんうるしせいせい} 日本産漆生産・精製	日本文化財漆協会 日本うるし掻き技術保存会
^{えんつけきんぱくせいぞう} 縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会

※ 「^{ておりなかつぎおもてせいさく}手織中継表製作」を追加する拡張提案中。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日
文化審議会
無形文化遺産部会において決定

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) に誕生したユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約は、平成 1 8 年 (2 0 0 6 年) に発効して以来、2 0 年を迎えようとしている。締約国数は 1 8 5 か国 (令和 7 年 1 1 月現在) を数え、本条約に基づき作成されている各種一覧表への登録件数も増加し、各国における無形文化遺産に対する認知や、無形文化遺産保護の重要性に関する認識の向上が図られてきている。拡張提案の制度が創設され、試験的な運用が開始されるといった登録メカニズムの一部見直しなど制度改善・充実も図られてきた。

日本は、本条約の運用面にも積極的に関わりつつ、日本からの登録に関しては、これまで「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への登録を推進してきた。登録にあたっては、これまでも随時ユネスコにおける審査の方法や動向の変化に応じた方針をもって対応してきたところである。

今般、現行の対応方針の下での日本からの登録の進捗を受け、改めて下記 1. の本条約の趣旨や原則等を考慮した上で、近年の動向も踏まえ、今後の日本からの各種一覧表への提案については、下記 2. に沿って対応することが適切である。

この方針は、「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」(令和 4 年 2 月 2 5 日文化審議会無形文化遺産部会決定) に代わるものとして策定した。今後も、ユネスコにおける本条約に係る動向や国内における保護の状況等を踏まえ、随時見直していくものとする。

1. 無形文化遺産の保護に関する条約の趣旨について

(1) 無形文化遺産の保護に関する条約の目的

無形文化遺産の保護に関する条約は、各国において無形文化遺産が認知され、尊重され、その保護が促進されることを目的としている。本条約の第1条には、以下の目的が明記されている。

- ・ 無形文化遺産の保護
- ・ コミュニティが無形文化遺産を尊重することの確保
- ・ 無形文化遺産やその重要性の相互評価・重要性に関する意識向上
- ・ 国際的な協力・援助の規定

(2) 各種一覧表の役割

上記の目的を達成する手段の一つとして、本条約においては次のとおり無形文化遺産に関する各種一覧表を作成することが規定されている。

- ・ 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(第16条)
(目的) 無形文化遺産の認知やその重要性に関する意識向上
文化多様性や対話の奨励
- ・ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」(第17条)
(目的) 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の適当な保護措置
- ・ 「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」(第18条)
(目的) グッド・プラクティスの共有を通じた無形文化遺産の保護

(3) 各種一覧表作成にあたっての原則

無形文化遺産は、人が体現するものであり、伝承するコミュニティにとっては各々の無形文化遺産が等しく重要なものであることから、本条約においては、無形文化遺産相互の間に価値の上下はないことが前提となっている。

このことから、上記の各種一覧表作成にあたっては、無形文化遺産全体の認

知やその重要性の意識向上、さらに文化多様性の尊重に資するか、また、記載によって無形文化遺産を通じた対話が奨励されるか、といった基準により一覧表への記載にふさわしいかが判断される（運用指示書 I.2）。個別の無形文化遺産の独自性やオリジナリティ、他と比較した優位性は評価の対象とならず、むしろ本条約における無形文化遺産の捉え方に沿わないとされる。また、人が体現する以上、無形文化遺産も時代や社会の変化に応じて変化するものの認識に立っている。

（４）ユネスコにおける近年の動向

本条約の発効後、初めて各国からの提案に基づく各種一覧表への登録が行われた平成 21 年（2009 年）は、まだ審査件数に上限が設けられていなかったが、事務局や審査側の人的体制の制約により、翌年以降限られた件数のみ審査が行われるようになった。現在では、年間の審査可能件数は 60 件となっており、登録案件のない国等を優先するため、日本の提案は実質 2 年に 1 件審査されるペースとなっている。

また、平成 27 年（2015 年）の登録からは、それまで本条約の政府間委員会が一部自ら行ってきた審査を、中立の立場の専門家・専門的機関から構成される「評価機関」が行うこととなり、より専門的な観点から審査が精緻化・厳格化する傾向にある。

さらに、令和 4 年（2022 年）の政府間委員会において、令和 7 年（2025 年）審査サイクル（令和 6 年 3 月提案分）までについては、既に代表一覧表に記載された案件の拡張提案を、試験的に年間審査件数の枠外とする決定がなされた。その後、令和 6 年（2024 年）の政府間委員会において、本制度の期限を令和 9 年（2027 年）審査サイクル（令和 8 年 3 月提案分）までに延長することが決定された。

2. 今後の対応について

(1) 基本的な考え方

日本は、本条約の運用の核を担う政府間委員会の委員国にも3度就任するなど、条約の運用にも深く関わってきた。引き続き、国内における無形の文化財の保護に関する経験や実績を活用し、世界における無形文化遺産の保護推薦等への貢献として、本条約の運用全体や各国との協力・交流に積極的な役割を果たしていくことが望ましい。

本条約の運用の中で、国内外の関心が高い一覧表への登録については、上記1.を踏まえ、日本文化の独自性等に関する一方的な発信にとどまらず、本条約の目的全体への貢献を念頭に、以下の観点を重視しながら提案案件の選考を行っていく。

- ・文化多様性の尊重への貢献
- ・国内における無形の文化財の保護に関する様々な経験や実績の各国への共有
- ・無形文化遺産を通じた国際的な対話・交流の促進

(2) 具体的な対応

以上を踏まえ、無形文化遺産の伝承者(コミュニティ)の意思を尊重しつつ、今後は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」のみならず、分野によっては「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」や「無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動」(グッド・プラクティス)への登録や、条件が整えば国際的な共同提案(拡張提案を含む)についても視野に含めて検討していくことが望ましい。

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への提案については、以下の①及び②のように考えていくことが適切である。

提案案件の選定にあたっては、提案対象の定義の明確化、担い手の範囲の特

定、次世代へ継承していくための国及び保存団体による保護措置の状況といった点について、ユネスコの登録基準に照らしても十分な準備が整っているかという観点からも、精査を行うことが必要である。

また、審査件数の制約が依然として厳しい状況にあることに鑑み、同じ分野のものをグループ化するなどの工夫を考慮した上で提案することが適切である。

①文化財保護法により保護措置が図られているもの

(ア) 国の指定・選定に係る「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」

文化財保護法に基づき国が指定・選定する「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」については、引き続きユネスコへの提案を推進していく。その際、ユネスコにおける審査件数の制約が依然として厳しい状況にあることに鑑み、引き続き同じ分野の文化財をグループ化するなどの工夫を考慮した上で提案する。

なお、現行の対応方針の下、過去にユネスコに提案したものの未審査のままの案件について優先的に提案を検討してきた結果、5件中2件が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録されている。

残る3件（「諸鈍芝居」、「多良間の豊年祭」、「木造彫刻修理」）については、引き続きグループ化に向けて検討し、ユネスコ登録に向けた適切なグループ化が可能となった時点で具体的な提案について検討していく。

このほか、ユネスコ登録を目指して様々な活動が行われているものもある。こうした動きについても、保護措置や適切なグループ化がなされ得るかといった点を見極めつつ、今後の提案候補として検討対象に含めていくことが適切である。

(イ) 生活文化

茶道、華道、書道、食文化、和装、盆栽などの生活文化については、過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足などの理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていることを背景として、令和３年、文化財保護法が改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設された。この改正により、新たに生活文化も文化財保護法による保護の対象として位置づけられることとなった。

文化財保護法改正後、生活文化の無形文化財としての登録が進む中、「伝統的酒造り」、「書道」をユネスコ無形文化遺産として提案した。

本条約の趣旨を踏まえ、条約における無形文化遺産の定義の広さに鑑み、また、日本の文化の多様性や深みを世界に広く発信していく観点からも、引き続き、文化財保護法上登録された生活文化のうち、ふさわしいものについてユネスコへの提案対象として検討していくことが適切である。

②文化財保護法以外により国の保護措置が図られているもの

条約における無形文化遺産の定義は、文化財保護法により無形の文化財として国の指定・選定・登録を受けたものよりも、広範なものとなっている。

文化芸術基本法上、我が国の文化としては様々なものがあり、文化財保護法により指定等を受けていないものの中にも、国内外において評価されているものがあり、ユネスコ無形文化遺産への登録を通じて、文化多様性の尊重の観点から、条約の目的へ貢献し得るものがある。

また、文化芸術基本法においては、政府として文化芸術に関する施策の総合的かつ一体的、効果的な推進を図ることとされており、文化庁以外の関係省庁によって保護措置が図られているものもある。

このように文化財保護法により保護措置が図られていない文化についても、文化財保護法以外により国の保護措置が図られているものについては、今後の

提案候補として検討対象に含めていくことが適切である。

その際、その保護措置の内容等が十分であることをしっかりと見極めることが必要である。